

日曜労働 相談会



休業手当

賃金未払い

サービス残業

年次有給休暇

解雇・雇止め

職場のハラスメント

働き方改革など

⋮

ひとりで悩まず

お気軽に

ご相談ください!

令和2年

11月29日 (日)

10:00~18:00 (受付 17:30まで)

電話・面接いずれも可。
労働者・使用者いずれもお気軽にご相談ください。
必要に応じて弁護士相談も行います。
弁護士相談の時間は各事務所までご確認ください。

▼実施場所

労働者支援事務所では、労働相談を常時行っています。

福岡労働者支援事務所

〒810-0042

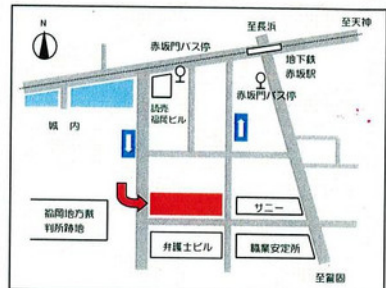
福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階

TEL(092)735-6149

FAX(092)712-0497

相談受付専用メールアドレス

fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp



主催:福岡県

共催:福岡市